

第3次瑞穂市教育振興基本計画

(令和8年度～令和12年度)

《案》

瑞穂市教育委員会

第1章 第3次瑞穂市教育振興基本計画の策定にあたって

1 策定の趣旨

本市では、瑞穂市教育大綱に掲げるSDGsの「誰一人取り残さない」という理念のもと、第2次教育振興基本計画を策定し、学びの芽生えを育む幼児教育の推進、豊かな人間性を育む質の高い学校教育の推進、生涯にわたる学びを育む社会教育の推進を基本方針として、これまでに様々な施策を展開してきました。

このたび、第3次教育振興基本計画を策定するにあたり、これから社会を展望すると、人口減少や少子高齢化、気候変動や社会のつながりの希薄化など、私たちが直面している課題は、実に様々で多岐にわたり、将来の予測が困難な時代であると言われています。新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、まさに、予測できないことに対して人類が対応せざるを得なかった出来事であり、その取組を通して多くの教訓を得ることができました。

また、今後は、人工知能（AI）等を始めとするDXの目覚ましい進展が予想され、社会生活が大きく変化していきます。その一方で、様々な情報を正しく判断し、適切に活用するなど、情報モラル教育を含めた情報活用能力を育んでいく必要があると同時に、人と人との直接対話することを通してつながりをもつことも重要であり、地域社会の在り方も問われると感じています。

このような状況においては、直面する様々な課題に対して、自分のこととして主体的に取り組み、様々な人々と協働して課題を解決していくこうとする人材を育成していくことが求められます。その過程においては、多様な価値観をもつ人々とコミュニケーションを通して、互いに理解し合い、自分の考えを相手にわかるように表現することも大切です。

こうした人材を育成していくための土台となるのが、一人一人のウェルビーイングと地域社会全体のウェルビーイングの向上です。一人一人の自己肯定感を高めることなどを通じて、それぞれが幸せに感じる状態を維持するとともに、学校や家庭、地域のかかわりを大切にして、地域社会全体がつながり、社会に貢献していくこうとする姿勢を育むことが求められます。

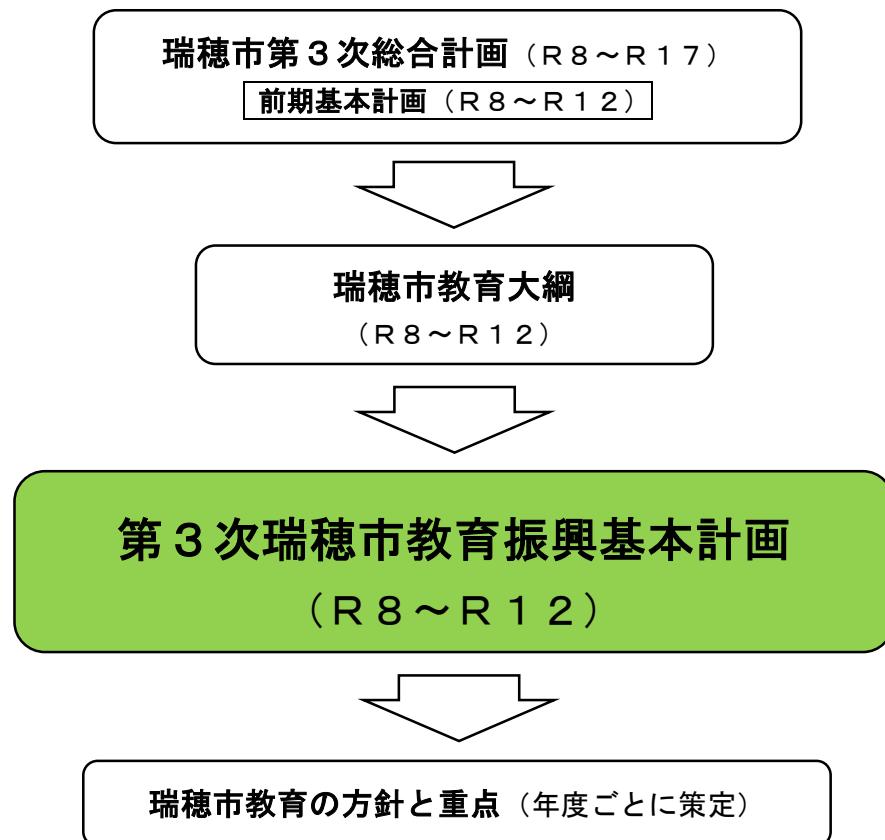
その実現のために、幼児教育、学校教育、社会教育の3つの視点から、発達段階を踏まえ、教育・保育の質の向上を図ること、多様なニーズに対応すること、子どもから大人までのライフステージに応じた取組を充実させること等を大切にして、様々な施策を行っていきます。

教育振興基本計画の推進にあたっては、子どもや若者の声、市民の皆さんとの声を聞きながら、計画の進捗状況を確認し、瑞穂市教育大綱の基本理念にある「みずほを愛し、みずほに誇りをもち、みずほの未来を担う人づくり」の具現に向けて、学校・家庭・地域との連携を密にして取り組んでまいります。

2 計画の位置づけ

本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、国、県の教育振興基本計画を踏まえた、本市の教育の振興を図るための基本的な計画で、瑞穂市教育大綱の理念を実現するための基本方針と基本施策を示しています。

また、本市の上位計画である「瑞穂市第3次総合計画 前期基本計画」との整合、連携も図ります。



3 計画期間

本計画の期間は、令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間とします。社会情勢の変化に柔軟に対応するため、瑞穂市第3次総合計画 前期基本計画に合わせ、令和12年度に計画を見直します。

年度	和暦(令和)	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17					
	西暦	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035					
総合計画	基本構想 10年															
	前期基本計画 5年						後期基本計画 5年									
教育大綱	5年															
教育振興基本計画	5年															

第2章 瑞穂市のめざす教育

1 基本理念

～みずほを愛し みずほに誇りをもち みずほの未来を担う人づくり～

こどもから大人まで、誰ひとり取り残すことなく、楽しく学べる機会を創設するとともに、こどもたちの多様な考え方や個性を尊重し、「こどもまんなか」の学べる環境を通じて、瑞穂市の未来を担う地域社会人を育成します。

生涯にわたる教育活動、社会活動に主体的に取り組み、ウェルビーイングの向上を推進します。

2 基本方針と基本施策

基本方針1 こどもの思いに寄り添い学びの芽生えを育む幼児教育の推進

- ・学びや生活を通じ、道徳・規範意識を醸成し基本的な生活習慣の育成をします。
- ・遊びや活動を通じ、豊かな感性と表現力（コミュニケーション）の向上を目指します。
- ・個に応じた支援について保育士、幼稚園教諭の資質及び専門性の向上を図ります。
- ・保育所、幼稚園と小学校との連携の充実を図ります。

基本施策

- (1) 教育・保育の質の向上
- (2) 預かり施設の拡充、体制整備
- (3) 子育て支援サービスの充実

基本方針2 一人ひとりの可能性を引き出す質の高い学校教育の推進

- ・未来を拓く確かな学力、心豊かな人間性を育む心の教育の充実を図ります。
- ・ダイバーシティ教育、インクルーシブ教育を通じ、多様性を尊重し共に生きる力を育成します。
- ・情報活用能力や英語によるコミュニケーション能力の育成の充実を図ります。
- ・すべての児童、生徒のニーズに対応した健康教育と体力づくりの推進を図ります。

基本施策

- (1) 安全・安心な学校づくりの推進
- (2) 確かな学力の定着を図る教育の推進
- (3) 多様なニーズに対応した教育の推進
- (4) グローバル化・デジタル化に対応した教育の推進
- (5) 特色ある学校づくりの推進

- (6) 教職員の指導力向上の取組の充実
- (7) 安全・安心で快適な教育環境の整備
- (8) 学校施設の長寿命化

基本方針3 生涯にわたる豊かな学びを育む社会教育の推進

- ・地域の歴史、文化、自然等の学びを通じて、ふるさと瑞穂への愛着と誇りを育成します。
- ・一人ひとりの自己実現を図るため、「学習（文化）・スポーツ・奉仕」の多様な学びを提供し、幸せな地域社会をつくります。
- ・地域のつながりのなかで、こども応援サポーター活動などを通じこどもを見守り育てます。
- ・家庭・学校・地域が一体となって社会教育活動の充実を図ります。

基本施策

- (1) 生涯にわたる学習活動の推進
- (2) 地域内の交流促進
- (3) 歴史・文化を活かしたまちづくり
- (4) 生涯スポーツの推進
- (5) 生涯学習施設の維持管理・活用
- (6) 子どもの居場所づくり

S D G sについて

S D G s (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標) とは、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された国際目標で、令和12(2030)年までに達成すべき17のゴールと169のターゲットで構成され、「地球上の誰一人として取り残さない」ことを理念に掲げています。

本計画では、17のゴールのうちの「4 質の高い教育をみんなに」の達成に向け、他の目標とも横断的に関連を持ちながら、取組を推進します。



3 施策の展開

すべての子どもたちが安心して成長し、自己実現できる「活動の場」「体験の場」「発表の場」を具現化するための様々な事業を、幼児教育、学校教育、社会教育の3つの視点から実施します。

【◎】：重点事業

【○】：第3次総合計画において「主な取組」としている事業

【☆】：新規事業

基本方針1 こどもの思いに寄り添い学びの芽生えを育む幼児教育の推進



基本施策（1）教育・保育の質の向上

主要事業	事業の内容
①保育・幼児教育の充実	こどもが健全に養育される質の高い幼児教育・保育環境、保育サービスの提供と、ワークライフバランスの高い環境づくりを推進します。 保育士・幼稚園教諭の確かな資質と指導力につけるため、研修の機会を設けます。
②多様なニーズ（障がい、外国籍等）に対応した指導力の向上 【☆】	外国籍のこどもや発達障がい児、医療的ケア児など、特別に配慮を必要とするこどもにも同様に良質な生育環境を提供するために、保育士等が十分な経験や知識を得るための研修の充実はもちろん、保護者や関係機関の連携も重要なため、保育士等が心にゆとりを持ち、安心して働くことができる、信頼できる組織体制の強化に努めます。 また、教育委員会や福祉部局、臨床心理士、作業療法士、療育センターなどの関係機関によるサポートチームの体制の充実を図ることにより、こどもの特性や発達に適した保育を提供し、必要な支援に繋げます。
③幼保小連携推進事業	幼稚園、保育所、小学校が、子どもたちの健やかな成長をサポートするために情報を共有し、連携して活動することで、幼稚園及び保育所から小学校へのスムーズな繋ぎを実現します。令和7年度から8年度にかけて策定する「瑞穂市幼保小架け橋プログラム」を活用し、幼児教育から小学校教育へ円滑に移行し、持続的な成長を遂げられるよう支援していきます。また、就園・就学の時期には、関係各課が連携を図り、専門機関の助言や指導を生かし、地域生活における支援体制を強化していきます。
④子どもの体力向上の推進 【○】	保育所保育指針に基づき、各年齢の発達の特徴を意識した運動遊びを計画的に進めます。また、年長児に対する外部指導員による運動教室を実施します。

<p>⑤みずほの魅力体験プロジェクト 【☆】</p>	<p>市のPR大使により、それぞれの専門分野の体験の機会を提供してもらいます。こどもたちが一流の技に触れ、「みずほの魅力」として体感し、豊かな感性と表現力を育み、また、ふるさと「みずほ」を愛する心を養うことを目指します。同時に、こどもたちが一緒に取り組む中で、芸術的感覚の向上や体力向上にもつなげます。</p>
--------------------------------	---



基本施策（2）預かり施設の拡充、体制整備

主要事業	事業の内容
①こども預かり施設の拡充、体制整備事業 【○】	保育所や放課後児童クラブのニーズは高い状況が続いているため、保育士、指導員等の確保に努め、受け入れ体制を整備します。また、受け入れ枠を拡大するためには、民間の多様な事業者の活用も含め、施設の拡充を図ります。
②待機児童対策施設整備事業 【○】	保育施設については、「瑞穂市保育所整備計画」に基づき、小学校区内に保育施設がない地区へ民間活力を利用し、保育施設の整備を推進します。また小規模保育施設による未満児保育が可能な実施施設の確保を推進します。 放課後児童クラブについては、小学校の余裕教室や特別教室等の徹底的な活用を図った上で、さらに必要があれば、新たな施設の整備を推進します。
③こども誰でも通園制度の実施 【☆】	3歳未満で保育所等に通っていないこどもを対象とした通園制度により、保護者の負担軽減を図るとともに、こどもが家庭と異なる環境や、地域に初めて出て行って家族以外の人と関わる機会をつくること、同じ年頃のこども同士が触れ合いながら、家族だけでは得られない様々な経験を通じて興味や関心を広げ、こどもの成長を促します。
④保育施設保全改修事業 【○】	老朽化した施設の保全改修等を計画的に実施し、安全・安心で快適な保育環境の整備を推進します。 瑞穂市保育所整備計画の見直しを行い、保育ニーズ量の見込みに合わせた保育施設の整理を計画します。



基本施策（3）子育て支援サービスの充実

主要事業	事業の内容
①放課後児童健全育成事業 【○】	小学校に就学している児童で、その保護者が就業等により昼間家庭にいない児童に、授業が終わった後、指導員の活動支援のもと、適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ります。

②地域子育て支援拠点事業 【○】	乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他援助を行う事業で、市内在住の未就園児とその保護者を対象とし、子育てセミナー、子育て相談、出張講座、園庭開放などを行います。
③一時預かり事業 【○】	保護者の就業の都合や、保護者の疾病や就業等により、家庭で保育できない場合に、生後10か月以上から小学校就学前のお子さんを一時的にお預かりします。別府保育所と私立認定こども園等で実施し、多様なニーズに対応できるよう、拡充に努めます。
④利用者支援事業 【○】	こどもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じた相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。 保育所や地域子育て支援センターが、子育て世帯やこどもが身近に相談することができる「地域子育て相談機関」として機能するように、保育士等の専門研修の受講を進めます。

《 事業の達成指標 》

分類	指 標	現状値 (R6)	目標値 (R12)
(2)-②	「待機児童対策施設整備事業」 ・放課後児童クラブ利用定員の市内合計人数	677人	687人
(2)-③	「こども誰でも通園制度の実施」 ・利用定員の市内合計人数	0人	32人
(3)-④	「利用者支援事業」 ・実施箇所数	1カ所	3カ所

基本方針2 一人ひとりの可能性を引き出す質の高い学校教育の推進



基本施策（1）安全・安心な学校づくりの推進

主要事業	事業の内容
①人権教育推進事業	全ての子どもたちが、自分と他者の人権を尊重する心を育み、人権が守られる社会の担い手となるために、互いのよさを認め合い、高め合うことを通して自分の居場所や周りの仲間との絆を感じられるような温かい関係づくりを目指した人権教育を推進します。また、各学校に「幸せの黄色いポスト」を設置し、嬉しかった言葉、励みになった言葉等を収集・共有し、自分を肯定し、周囲の人を大切にできるようなウェルビーイングな生活を営む力を育成していきます。
②いじめ未然防止教育 推進事業 【○】	「瑞穂市いじめ防止基本方針」(平成27年1月策定)、「瑞穂市いじめ防止対策に関する条例」(令和5年3月制定)を踏まえ、いじめの未然防止や望ましい仲間関係づくりを目的に、小学3年から中学3年を対象として学校生活等に関わるアンケートを実施し、結果を学級集団づくりや個別指導に活用します。教員は、結果の分析や指導への生かし方等について、夏季休業期間中に研修します。また、子どもたちが互いを大切にし、円滑な人間関係を構築できるように、各学校に講師を派遣し、指導を受けられる機会を設けていきます。
③一人一人が安心できる居場所づくり推進事業 【○・☆】	学校への登校に負担を感じている子や、社会とのかかわりが希薄な子のために、「みずほアジサイプラン」を策定し、全ての子どもたちの居場所を確保します。各校では校内教育支援センターを整備し、校外には3種類の教育支援センター(アジサイスクール、アジサイほっとステーション、アジサイメタプレイス)を設置し、社会的自立のための支援をしていきます。同時に、子どもたちが安心して登校できるよう、中学校区ごとにスクールカウンセラーを配置し、専門性を生かした教育相談体制の充実にも取り組みます。 地域での子どもの安全を守る取組では、様々な事業者との連携を通じて「動く子ども110番」制度を新たに位置付けていきます。
④幼保小連携推進事業	幼稚園、保育所、小学校が、子どもたちの健やかな成長をサポートするために情報を共有し、連携して活動することで、幼稚園及び保育所から小学校へのスムーズな繋ぎを実現します。令和7年度から8年度にかけて策定する「瑞穂市幼保小架け橋プログラム」を活用し、幼児教育から小学校教育へ円滑に移行し、持続的な成長を遂げられるよう支援していきます。また、就園・就学の時期には、関係各課が連携を図り、専門機関の助言や指導を生かし、地域生活における支援体制を強化していきます。

基本施策（2）確かな学力の定着を図る教育の推進



主要事業	事業の内容
①学力向上推進事業 【○】	学校ごとに、学力向上における取組の成果や課題、子どもの実態を踏まえ、それぞれの学校で取り組む具体的な方策「指導改善プラン」を明らかにし、取組を進めます。市の研修や学力向上推進会議において各学校の取組を交流したり、教育委員会としても見届けを行ったりします。指導改善の視点として、P D C Aサイクルを機能させ、C（見届け）を大切にすることで、着実に学力の向上を目指します。また、I C T活用を効果的に活用し、学びをさらに深めていきます。
②健康教育・体力向上推進事業 【○・☆】	子どもたちが生活習慣を見直し、運動能力や体力を向上させることを目指します。健康教育では、朝日大学と連携した歯科指導による口腔健康を基盤とし、心身の安定を支えるメンタルヘルス教育と生活習慣の見直しを促す取組を一体的に進めます。体力向上では、外部講師を活用して専門性の高いトレーニングを提供したり、県の「チャレンジスポーツ in ぎふ」への参加を通して、運動への意欲喚起や取組の継続を促したりします。さらにそれぞれの学校で実施したスポーツテストの記録を分析し、I C Tを活用した効果的な指導や取組を行い、自分の成長を実感できる機会を確保していきます。

基本施策（3）多様なニーズに対応した教育の推進



主要事業	事業の内容
①特別支援教育推進事業 【○】	障がいのある子ども一人一人の教育的ニーズに応じて、自立と社会参加を見据えて、多様な学びの場で個に応じた適切な支援を受けられるよう、保育所や幼稚園、小中学校、関係諸機関等と連携を密にしていきます。研修会、相談会、訪問などの活動を共に行い、情報共有したり、職員の専門性を高めたりするなど連携を強化することで、子どもたちが社会の中で自立し、より良い生活を送るための力を育むことを目指します。
②外国人児童生徒支援事業 【○】	日本語指導が必要な子どもが、日本の学校生活や学習に円滑に適応できるよう支援するとともに、学校生活に順応していくように、個々の日本語のレベルに応じて日本語指導を行います。 外国人児童生徒支援員による授業サポートや、日本語初期指導教室における日本語指導により、生きる力を身に付けていきます。

基本施策（4）グローバル化・デジタル化に対応した教育の推進



主要事業	事業の内容
①英語教育推進事業 【◎】	<p>グローバル化に対応できる英語力と豊かなコミュニケーション能力を備えた人材を育成します。</p> <p>各校の英語教育推進委員会を中心に、教師の指導力向上と児童生徒の語学力育成を一体で進め、英検 I B A を中学生、英検 E S G を小学校 6 年生が受検することで学習意欲を高めます。また、A L T を各校へ派遣するとともに、夏季休業中に、幼児、小学生、中学生、教職員を対象に「English サロン」を開催するほか、朝日大学留学生との交流や県のスピーチコンテスト発表や、普段の英語の授業の様子を市民へ広く紹介するなどして、児童生徒の活躍の場を拡大します。</p>
② I C T 教育推進事業 (生成 A I 、プログラミング教育推進事業) 【○】	<p>子どもたちの情報活用能力を高め、教員の I C T 活用力を強化する取組を実施していきます。特に小中学校では、学習指導要領の趣旨を踏まえ、算数・理科・総合の時間でプログラミングを体験することを通して、論理的思考力と問題解決力を育てます。また、授業においては、生成 A I を補助的に活用し、個別最適な学びの支援を図っていきます。さらに、生成 A I を授業設計や改善、学習データの分析等に活用にし、創造的な学習機会の拡充に努めていきます。また、教職員の I C T 活用指導能力の向上や、子どもたちや家庭への情報モラル教育の充実を目指します。</p>

基本施策（5）特色ある学校づくりの推進



主要事業	事業の内容
①特色ある学校づくり 推進事業 【◎】	<p>子どもの実態及び地域ならびに園・各学校の特色を生かし、創意ある教育活動を展開することにより、学校の魅力を高め、子どもたちにとってよりよい教育環境を創り出すことを目指します。地域の自然・人材・伝統などの地域資料を生かして、子どもたちの「生きる力」や「ふるさとみずほ」を大切にする心を育てます。</p>
②コミュニティ・スクール推進事業 【○】	<p>学校と地域が 9 年間で目指す子ども像を共有し、連携・協働して子どもたちの学びと成長を支えることを目的とします。中学校区ごとに設置されるコミュニティ・スクールでは、複雑・多様化する課題や子どもを取り巻く諸問題を、学校・保護者・地域が協働で議論し行動して解決を図ります。さらに、地域とともにある学校づくりを推進するとともに、各種検定のサポートなどに取り組み、子どもの学びの充実を図っていきます。</p>

<p>③小規模特認校に関する事業 【☆】</p>	<p>中小学校と西小学校を対象に、地域資源を活用した地域学習と異学年・体験型学習の計画的実施を軸に展開します。小規模のよさを最大限に生かし、きめ細かな指導と地域連携で魅力ある学校経営を実現します。中小学校はICT教育や探究的な学習に力を入れ、西小学校は、地域の特性を生かしたテーマ学習と、仲間との学び合いを大切にした授業に力を入れます。両校とも地域資源を教材化した実践的プログラムを推進していきます。</p>
<p>④みずほ未来プロジェクト事業（MMP）</p>	<p>「誰もが幸せに暮らせるまちにするために」をテーマに、中学生が、人権、平和、環境等の視点から探究内容を決定し、市の未来や課題について調べ、考え、話し合うことで、よりよい主権者となる土台を作ります。地域社会の一員としての自覚を深めるとともに、目の前の課題に対して多面的・多角的に探究する力を育みます。小学校においても、探究的な学習の充実を図り、身近な課題について興味・関心を高め、仲間と協働しながら解決する学習を行います。小学3年生から中学3年生までの7年間で、探究的な活動を通して、ふるさと瑞穂への愛着を育んでいきます。</p>
<p>⑤MSK・MSJの活動推進事業</p>	<p>青少年の健全育成を目指し、自分たちの学校や地域をよりよくしていこうという願いのもと、中学校では「MSJ（マナーズ・スピリット・ジュニア）」、小学校では「MSK（マナーズ・スピリット・キッズ）」というボランティア組織をつくり、活動します。自分たちの学校や地域をよりよいものにしようと、個人で考えたり、集団で話し合ったりする中で、主体的に取り組む態度や実践力を育て、規範意識を高めます。</p>



基本施策（6）教職員の指導力向上の取組の充実

主要事業	事業の内容
<p>①教職員研修事業</p>	<p>「主体的に学ぶ教職員を学校と共に育てる」ということを念頭に置き、教師自ら人間性を磨き、教師としての専門性や資質・能力を高め、瑞穂市立幼稚園・小中学校の教職員としての使命感の高揚を図ることを目指します。教職員が、主体的・自律的に自らのキャリアステージに応じて求められる資質・能力を高めていくように、学校や教職員の実態やニーズに合わせた研修体制や研修内容を構築し、教職員研修の充実を図ります。</p>

②勤務環境の改善事業	教職員が教育活動に専念できるよう、過重な負担を軽減し、働きやすい環境を整備することを目的とし、学校における適切な労務管理と勤務の適正化のために必要な人材配置と勤務環境の改善を進め、働きがいのある職場づくりと質の高い教育を維持・向上させる学校運営を目指します。
③幼稚園・学校訪問事業	幼稚園・小中学校の教育活動や経営・管理運営の実態と教育指導の推進状況を把握し、成果と課題及び課題解決に向けて具体的な取組等、園・学校の教育目標の具現に徹する学校経営、教職員の人材育成等について指導・助言を行います。 前期、夏季休業中、後期に、それぞれ1回ずつ、年間3回幼稚園・小中学校を訪問します。
④教育実践論文事業	教職員の指導力及び資質向上に向け、主体的に実践研究を進める姿を目指します。日頃の教育実践を整理し、まとめることを通して、自己の教育観を再構築し、指導力向上を図ることを願い、瑞穂市教育実践論文を募集します。また、教育実践論文の作成に係る希望者参加型の研修を位置付けることで実践者をサポートしたり、アーカイブを活用し過去の優れた教育実践論文を広めたりすることを通して、教育活動の質の向上を図ります。



基本施策（7）安全・安心で快適な教育環境の整備

主要事業	事業の内容
①児童生徒就学援助事業	経済的理由によって、子どもを小中学校へ就学させることができ困難な家庭に対し、学習に必要な費用を援助します。就学援助の項目には、副教材等学用品費、校外活動費、修学旅行費、学校給食費、共済掛金等があります。
②小中学校等施設整備事業 【○】	学校施設の整備において、屋内運動場への空調設備の設置及び照明器具のLED化を継続的に実施し、教育環境の改善を推進します。併せて施設の保全改修を定期的に実施することで、工事費の平準化とライフサイクルコストの縮減を図ります。



基本施策（8）学校施設の長寿命化

主要事業	事業の内容
①学校施設大規模改修事業 【○】	学校施設等長寿命化計画に基づき、適切な周期での施設改修を計画的に実施します。 今後の児童生徒数の増減や分布の推移を注視し、施設の適正規模・適正配置について検討します。

《 事業の達成指標 》

分類	指 標	現状値 (R 6)	目標値 (R 12)
(1) -②	「いじめ未然防止教育推進事業」 ・心のアンケート及び子ども全員との教育相談を年間3回以上実施する。	100%	100%
(4) -①	「英語教育推進事業」 →全国学力・学習状況調査の質問紙 ・英語を楽しく学習できると感じている子どもの割合	小 84% 中 57%	小 88% 中 60%
(4) -②	「I C T 教育推進事業（生成A I 、プログラミング教育推進事業）」 →全国学力・学習状況調査の質問紙 ・児童生徒一人一人に配備されたタブレット端末などのI C T 機器を授業で毎日活用	100%	100%
(5) -⑤	「M S K ・ M S J の活動推進事業」 →全国学力・学習状況調査の質問紙 ・「自分にはよいところがある」と思う子どもの割合	小 86. 1% 中 84. 9%	小 86% 中 89%

基本方針3 生涯にわたる豊かな学びを育む社会教育の推進



基本施策（1）生涯にわたる学習活動の推進

主要事業	事業の内容
①瑞穂総合クラブ 【○】	小中学生を対象に、土曜日に体験活動を通して子どもの好奇心の育成と居場所づくりを目標に実施します。体育的（スポーツ）活動と文化的活動を通して、「やってみたい」「できた」「楽しい」「またやりたい」を生み出し、豊かな感性と知的好奇心を育むこと、また、学校や学年の枠を越えた集団で学ぶことを通して、望ましい社会性を育成することを目指します。
②市民自主講座 【○】	「自分らしく学び 仲間と共に生きがいづくり」をスローガンに、教える人と学ぶ人が一体となって作り上げていく市民自主講座の開設を支援しています。 皆がやりがいを感じ、ともに成長していくことを目的とし、より豊かで充実した人生を過ごすために、新たな学びの世界に挑戦する場として、新規の講座の開設、3年後には自主運営化というサイクルを大切に、市民自主講座を育成していきます。
③瑞穂大学 【○】	時代のニーズに合わせた講座を開設し、生涯にわたって学び続けるための自ら学ぶ機会を提供します。健幸学部では、生きがいづくりに役立つ講座を、脳力活性学部では、脳の健康を保ち、いつまでも生き生きと生活できることにつながる講座を開設します。 また、対象を市民全体に拡大し、「瑞穂市民大学（仮称）」として、歴史・文化、健康・医療、科学など、多岐にわたるテーマの講座を工夫するとともに、季節の歌を歌ったり、健康体操を行ったりするなど、人とのつながりを大事にした運営を行います。
④家庭教育学級 【○】	保育所、幼稚園、小中学校ごとに組織された各運営委員会に運営経費の補助をはじめ、家庭教育学級の内容の充実を目指して、講座の紹介などの支援をしていきます。 瑞穂市子どもの読書活動推進計画と連動させ、「家読（うちどく）」運動や「親子読書」の推進を目指した研修内容の工夫に努めます。 乳幼児家庭教育学級の実施により、他機関との連携を図りながら乳幼児からの家庭教育を推進します。

⑤生涯学習自主事業 【〇】	<p>市民の誰もが文化芸術を身近に感じ、主体的に取り組むことができる環境を整えるために、下記①～③の事業を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①市民に芸術を鑑賞する機会を提供する事業 ②暮らしに喜びや感動を与え、豊かな人間性や創造性を育み、活力ある地域社会を実現するために、講演を聞く機会を提供する事業 ③親子が共通の体験を通して、その体験について語り合ったり、さらに他の感動体験をしようとしたりすることで、親子の絆を確かめ合うことができる機会を提供する事業
⑥図書館機能の充実と市民への学習機会の提供と支援	<p>市役所や学校、他の機関と連携し、地域を支える情報拠点として機能する図書館をめざします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①市役所や他の機関と連携した企画 ②幼稚園・学校等への団体貸出、図書館見学等の受入 ③読み聞かせボランティア活動の支援 ④図書館サービスの充実ときめ細かな広報活動 ⑤魅力ある企画の実施 ⑥図書館資料の充実と更新、瑞穂市に関連する資料（郷土資料）の収集 ⑦岐阜県内及び東海北陸各県の公共図書館等との相互貸借
⑦子どもの読書活動の推進	<p>瑞穂市子どもの読書活動推進計画にもとづき、「読書のまちみずほ」をめざして、子どもが読書に親しむ機会を提供します。</p> <p>家庭教育学級を中心に、「家読（うちどく）」運動の啓発を行ったり、小学校でビブリオバトルを通したおすすめ本の紹介活動の推進を行ったりするなど、子どもが読書を楽しむことができる活動を行います。</p> <p>学校図書館システムの更新を行い、生徒用タブレットと連携し、自分だけの本棚（読書履歴）を作成し、より本に親しみやすい環境を整備します。</p>



基本施策（2）地域内の交流促進

主要事業	事業の内容
①家庭・学校・地域社会・各種団体が一体となった青少年健全育成の推進	<p>青少年育成市民会議が主体となって、「まちづくり部」「地域づくり部」「人づくり部」を中心に、家庭・学校・地域、市内の関係団体が連携して、あいさつや市民ラジオ体操、ボランティア活動等に取り組みます。</p> <p>市民協働安全課と連携し、地域活動を活性化する中で、まちづくりを推進していきます。</p>

基本施策（3）歴史・文化を活かしたまちづくり



主要事業	事業の内容
①文化財等の保存・啓発 【○】	<p>地域住民を対象に、生まれ育った地域の歴史や文化に誇りと愛着を持てるよう文化財等を利活用します。</p> <p>瑞穂市の歴史民俗資料や文献資料を通して文化財、伝統行事、過去の出来事（災害や生活）等について、瑞穂市の歴史を調査・研究するとともに企画展や各種講座等で広く市民に周知を図ります。</p> <p>歴史や文化を大切な財産として保存できるよう、文化財保護審議会からの指導をもとに、管理者や保存団体への支援を続けます。</p>
②文化の伝承 【○】	<p>市内の文化伝承団体が実施する取組などを支援することを通して、若い世代に伝統や文化財を大切に守り育てる思いや姿勢を醸成するとともに、文化財保護審議会の意見を参考にして、文化財の積極的な利活用を図ります。</p> <p>また、長年伝承や後継者育成に尽力いただいている団体や個人に支援を続けると共に、計画的に顕彰していきます。</p> <p>瑞穂市史や地域に遺る古文書を活用し、史実を伝承していきます。</p>
③歴史・文化資源を活用したまちづくりの推進 【○・☆】	<p>瑞穂市が誇る歴史・文化資源（特に中山道）を活用し、市民が愛着を持てるまちづくりを推進します。サンコーパレットパークを中心として、中山道沿線に点在する周辺施設・史跡（美江寺宿・小簾紅園・民間施設など）を活用してイベントを開催します。また、沿線上に瑞穂市の魅力発信拠点を整備し、市外在住者の訪問機会の増加を図ります。</p> <p>瑞穂市中山道まちづくり推進委員会が自走できるよう組織基盤を強化し、当該委員会の活動による歴史・文化資源の活用を支援します。</p>

基本施策（4）生涯スポーツの推進



主要事業	事業の内容
①生涯スポーツの推進 【○】	<p>健康寿命の向上を図るため、市民の誰もがいつまでもスポーツに親しむことができる環境を提供します。</p> <p>リトミックやスタートアップ事業、瑞穂総合クラブなどを通して、乳幼児や小学校低学年からスポーツに親しみやすい環境を整備するとともに、市民自主講座などの市主催事の積極的な推進や総合型地域スポーツクラブ「Link-upみづほ」と連携・協働することを通して、生涯スポーツに親しめる環境を提供します。</p>

<p>②青少年スポーツの振興 【○】</p>	<p>生涯スポーツを楽しむことができるよう、子どものうちからスポーツの楽しさを感じ、その魅力を体験する機会を提供します。</p> <p>体育協会と連携した瑞穂市スポーツ少年団の支援や、地域で活躍しているスポーツ選手との交流を企画し、青少年スポーツの振興を図ります。</p> <p>また、地域クラブ活動における指導者の発掘・育成や活動場所の充実化を通して、青少年がスポーツに打ち込める環境の整備を図ります。</p> <p>子どもから大人まで楽しむことができる軽スポーツの大会・交流会を開催します。</p>
<p>③体育協会の支援（自主運営）</p>	<p>体育協会に加盟する競技団体・スポーツ少年団の活動を支援し、生涯を通してスポーツに親しめる環境の整備を図ります。</p> <p>体育協会主催の大会やスポーツ教室は市民のニーズを取り入れるよう促します。</p>
<p>④スポーツ大会の支援</p>	<p>市民が参加したいと思えるスポーツ大会の開催やその支援・後援を通して、スポーツにおける活躍の場を提供し、生涯にわたりいきいきと活動できる機会の充実を図ります。</p> <p>ゲートゴルフ大会の開催や体育協会が主催する市民大会の支援、各種スポーツ大会の後援を行います。</p>
<p>⑤誰もが運動に親しめる機会の提供 【○】</p>	<p>競技としてのスポーツを実施するのではなく、老若男女誰しもが、運動に親しめる環境を整備します。</p> <p>スポーツ推進委員と連携し、市民にウォーキングの実施機会を提供します。市民が参加したいと思えるよう、アプリケーションを活用したウォーキングイベントの実施やインセンティブを導入します。</p> <p>こうした運動に親しめる機会を提供することで、子どもたちの体力の向上や成人のスポーツ実施率の向上につなげることを目指します。</p>

基本施策（5）生涯学習施設の維持管理・活用



主要事業	事業の内容
<p>①生涯学習施設、体育施設、中山道大月多目的広場の計画的な改修と活用 【○】</p>	<p>施設の長寿命化を図り、安全で快適な生涯学習施設の維持管理を実施していきます。また、市民のニーズに応じた体育施設の整備を計画的に進めています。</p> <p>保守点検報告に基づいた改修を実施することで、未然に故障を防止します。また、修繕・補修箇所の優先順位を明確化し、限られた予算を有効に活用し、施設利用者の円滑かつ安全・快適な活用を目指します。</p>

②民間活力を導入した施設運営・活用の推進 【◎・☆】	サンコーパレットパーク及び周辺公共施設に指定管理者制度を導入し、市民ニーズへの的確な対応・サービス品質の向上・費用対効果の向上などを図ります。指定管理事業者と連携を強化し、市民ニーズに合った施設運営を行います。
-------------------------------	---



基本施策（6）子どもの居場所づくり

主要事業	事業の内容
①放課後子ども教室の体制整備 【☆】	保護者の労働等の有無に関わらず、小学1年から6年までのすべての児童を対象とし、放課後に安全・安心な子どもの居場所を設け、地域の方々の参画を得て、学習や遊び、地域住民との交流活動等に取り組みます。

《事業の達成指標》

分類	指 標	現状値 (R 6)	目標値 (R 12)
(1)-①	「瑞穂総合クラブ」 ・参加者数	259人	300人
(1)-③	「瑞穂大学」 ・受講者数	476人	600人
		15人	20人
(1)-⑦	「子どもの読書活動の推進」 ・不読者の割合	小3.0% 中18.0%	小2.0% 中12.0%
(4)-①	「生涯スポーツの推進」 ・成人の週1回以上のスポーツ実施率	60.9%	65.0%
(6)-①	「放課後子ども教室の体制整備」 ・実施箇所数	1カ所	2カ所